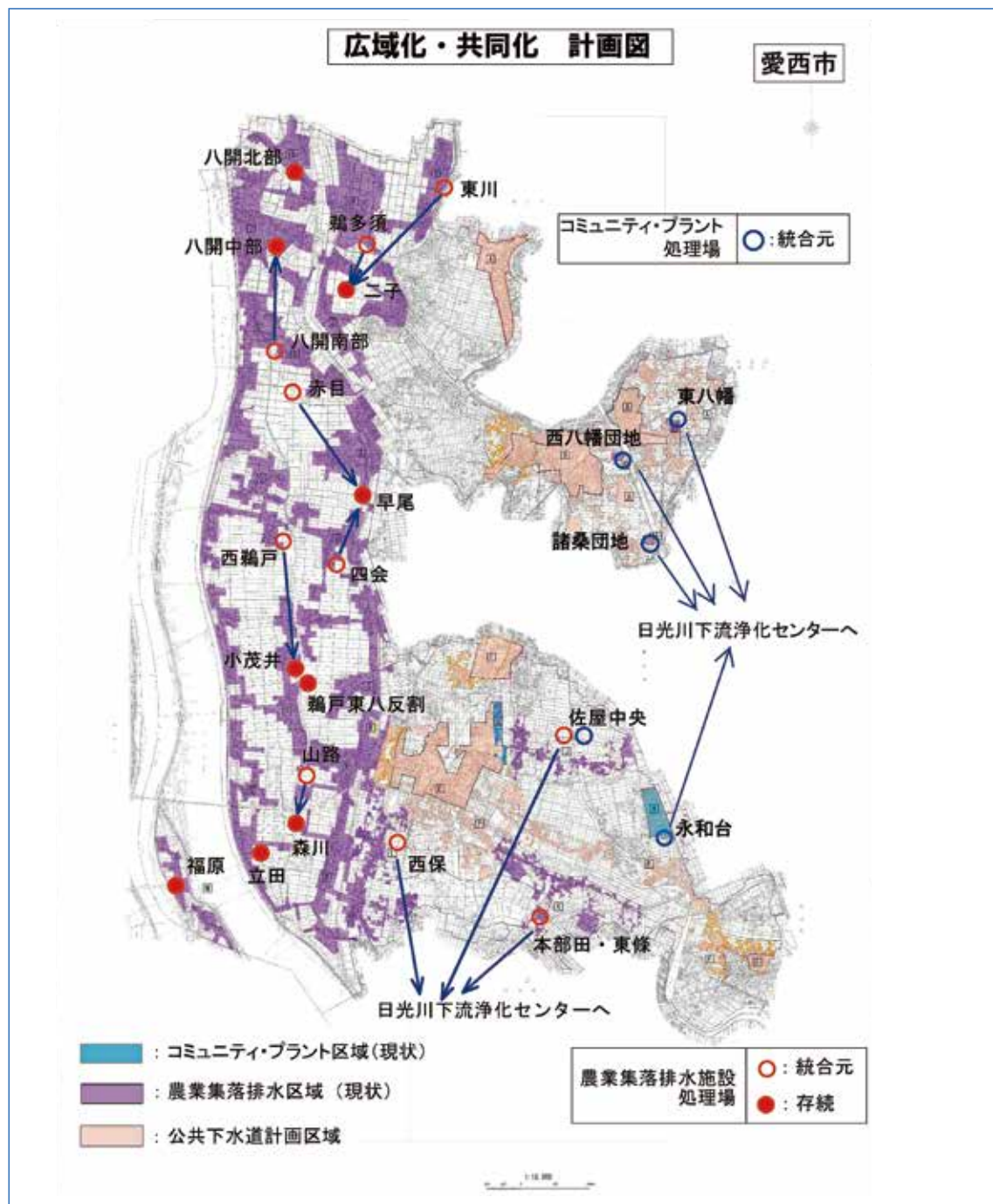




下水使用料等改定の概要

- ・令和7年4月(令和7年6月請求分)から農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設について、新下水道使用料体系を適用します。なお今回公共下水道使用料の変更はありません。
- ・農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設の基本使用料を1使用月につき1,320円(消費税等込み)に統一するとともに、基本水量(10 m³)を廃止し、基本使用料と従量使用料(使用した水量に応じた使用料)で使用料を計算します。

下水道使用料の改定にご理解・ご協力をお願いします。

愛西市下水道事業では、経費削減などの取り組みを継続して進めるとともに、将来的には広域化・共同化に取り組むことにより、市民の皆様が良好な環境で快適な暮らしを安定的に送ることができるよう、努めてまいります。

今後も広報あいさいや市ホームページなどで、使用料についてお知らせしてまいります。

問 下水道課 ☎(55)7124